

大分市営住宅の迷惑行為に対する対応について

○ 動物飼育の禁止について

動物飼育について苦情があったときは、該当者宅へ訪問し、動物の移動の指導を行なう。
市営住宅入居者は、室内にて動物を飼育できないことを徹底させる。

○ 騒音について

音楽を大音量で聴いたり、室内で騒ぐなどの騒音については、必要に応じ現地調査し
入居者へ必要な指導を行なう。

○ 漏水予防について

洗濯機の排水漏れ等による下の階への漏水については、必要に応じ現地調査を行い
損害賠償については当事者間で解決させる。
調査費用がかかる場合には、原則入居者負担であることを説明する。
(ただし配水管の老朽化に関してはこの限りではない)
漏水を起こした入居者には二度としないように指導を行なう。

○ 共用部分への荷物放置の禁止について

共用部分には原則荷物を置けないので、状況に応じ撤去の指導を行なう。

○ 無断看板等設置の禁止について

無断にて広告用看板が設置してあった場合には、所有者に撤去の指導を行なう。
無断にて選挙ポスターが貼ってあった場合には、選挙管理委員会を通じて所有者に
撤去の指導を行なう。

○ 指定場所以外の駐車禁止について

指定場所以外の駐車については、緊急車輛の通行の邪魔になることから、駐車したものに対し
警告文書等により必要な指導・措置を行なう。
また自治会長、管理人と連携し取り締まりをしていく。
悪質な場合は、警察署へ相談をするものとする。